

整理番号 19

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	芝川郷土史研究会 年会費		
年 月 日	令和元年6月/日~令和 年 月 日	金 額	1833 円

会の趣旨・目的	芝川地区及び、その周辺の歴史と文化を調査研究、これを将来に遺し、併せて郷土保護と郷土愛の高揚、並にに会員の親睦を図る。
会の活動内容等	・講演会及び会員が交流する全体会の開催(年1回) ・年2回の研修視察会の実施。
政務活動・県政との関連性	・芝川地区の文化の発展は県政の重要な課題である。 ・地域の意見要望の聴取

領 収 証 四本康久 様 No. 50

★ ￥2,000 -

但 年会費

令和元年6月/日 上記正に領収いたしました

内 訳

取 入	税抜金額	芝川郷土史研究会
印 紙	消費税額等(%)	

ヨクヨ ヲケ-1097

年会費2,000円のうち行期前4月分を除く。  $2,000円 \times 11/12月 = 1,833円$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する 団体会費の全額充当	1833 円	100 %	1833 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 芝川郷土史研究会会則

第1条 (名称) 本会は芝川郷土史研究会と称す。

第2条 (本部) 本会の本部は芝川郷土史研究会々長宅に置く。

第3条 (目的) 本会は芝川地区及び、その周辺の歴史と文化を調査研究、これを将来に遺し、併せて郷土保護と郷土愛の高揚、並びに会員の親睦を図る。

第4条 (事業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1款 講演会の実施
- 2款 研究視察の実施
- 3款 機関紙『かわのり』の発行
- 4款 機関紙『かわのり』の配布、販売
- 5款 古文書・遺跡・民俗の研究
- 6款 会員相互の連絡及び協力の促進

第5条 (会員) 本会の趣旨に賛同する者は本会会員となることができる。

- 1款 会員に本会の名誉を損なう行為のあった場合は除名する。

第6条 (会費) 年額2,000円とする。但し、当年度発行の

機関紙、『かわのり』一冊を無償支給する。

- 1款 会費を滞納した場合は、退会したものと見なす。
- 2款 記念号等により、『かわのり』が発刊しない時はプール金とする。

第7条 (役員) 本会運営のために次の役員を置く。

- 1款 会長一名 本会の統合及び会合の招集を行う
- 2款 副会長 必要な数 会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

- 3款 理事 必要な数 会の運営と会員の連絡を行う。
- 4款 各役員は事業達成のために次の部門を置く。

- 1項 総務部 会計及び一般事務を行う。
- 2項 研修部 機関紙『かわのり』配布、販売を行う。

- 3項 編集部 機関紙『かわのり』の発行・販売を行う。

- 5款 顧問 若干名 会のピエール活動を行う。

- 6款 会計2名 正・副会計を置く。

- 7款 監事2名

- 6款の会計監査をする。

第8条 (役員) 役員を選任と任期)

役員は役員会で選出し、総会で承認を得る。その任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 (総会) 総会は年一度、原則として5月に行う。

議決は出席者の過半数の承認による。

第10条(会計) 1款 本会運営に必要な経費は、会費及び寄付金、

助成金、その他をもつて当てる。

2款 会計年度は4月1日より翌年3月31日ま

でとする。

第11条(弔慰金) 会員が死亡したときは、香典(5,000円)

を供える。

第12条(下見料) 会の要請によって研修地の下見をした場合は、

会は出張者に下見料を支給する。

1款 日帰り旅費

運転者、日当3000円+車代(1km当

たり@20円を元に、1リットル100円換

算による燃料代の変動相場による燃費)+

有料道路代+食事代+拝観料等実費。

同乗者、日当3000円+食事代+拝観料

等実費。

2款 宿泊旅費

出張者、日当3000円+宿泊代(1万円

以内)+電車賃+食事代+拝観料等実費。

第13条(会則) 会則の改定は必要に応じて行うことができ、

総会で承認を得る。

(付則)

- 1 本会則は昭和43年3月31日より実施する。
- 2 本会則は平成5年4月1日に一部改定する。
- 3 本会則は平成12年4月1日に一部改定する。
- 4 本会則は平成14年4月1日に一部改定する。
- 5 本会則は平成15年4月1日に一部改定する。
- 6 本会則は平成18年4月1日に一部改定する。
- 7 本会則は平成19年4月1日に一部改定する。
- 8 本会則は平成20年4月1日に一部改定する。
- 9 本会則は平成22年4月1日に一部改定する。
- 10 本会則は平成23年4月1日に一部改定する。
- 11 本会則は平成24年4月1日に一部改定する。
- 12 本会則は平成25年4月1日に一部改定する。

整理番号 20


決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

174 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士山本宮浅間大社にて調査		
年月日	令和元年6月1日~令和	年月日	金額 400円

目的	登山道の現状調査(ヒアリング)												
使途	駐車料												
政務活動・ 県政との 関連性	議会質問の準備等意見交換												
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>▲ 駐車券 Parking Ticket 領収書</p>  <p>◇ご折換、社用務の方は、本券を折換受付所又は、社務所にて料金の認証処理をして下さい。</p> <p>入場時刻 #13514 A 19-06-01 10:50              領収金額 A 400円 19-06-01 12:38</p> <p>富士山本宮浅間大社              0544(27)2002 ※30分以内の入出場は無料です</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">検印</th> <th colspan="2">利用時間</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">24時間</td> <td>1時間毎</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td>24時間最大</td> <td colspan="2">1,500円</td> </tr> </table> <p>KW9614</p> </div>		検印	利用時間		料金		24時間	1時間毎	200円		24時間最大	1,500円	
検印	利用時間		料金										
	24時間		1時間毎	200円									
		24時間最大	1,500円										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるとある。	400円	100%	400円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 21

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

777 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー代		
年月日	令和元年6月1日	~	令和 年 月 日
金額	100 円		

目的	資料等のコピー
使途	令和元年6月1日謝辞のコピー料
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連資料の作成
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかっている	100 円	100 %	100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

令和元年6月1日

回本やまひさ 様

¥ 100.-

ただし、コピー代として  
上記金額正に領収いたしました

柚野公民館長 佐藤 隆夫



整理番号 22

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

783 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入(事務用のり代)		
年月日	令和元(元)年6月1日	~令和 年 月 日	金額 189 円

目的	—																					
使途	—																					
政務活動・ 県政との 関連性	—																					
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>領収証</p> <p>大垣書店 イオンモール富士宮店</p> <p>静岡県富士宮市浅間町1-8</p> <p>イオン富士宮SC内</p> <p>Tel (0544) 25-5794</p> <p>http://www.66bks-ogaki.co.jp</p> <p>ご来店有難うございます</p> <p>営業時間9:00~22:00</p> <p>2019年06月01日(土) 21:53 Pno:1</p> <table border="0"> <tr> <td>刃なしピット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑貨</td> <td>外</td> <td>¥350</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1数</td> <td>¥350</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td>¥28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥378</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td></td> <td>¥400</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td></td> <td>¥22</td> </tr> </table> <p>1431744 :担当 039: [REDACTED]</p> </div>		刃なしピット			雑貨	外	¥350	小計	1数	¥350	消費税		¥28	合計		¥378	現金		¥400	お釣り		¥22
刃なしピット																						
雑貨	外	¥350																				
小計	1数	¥350																				
消費税		¥28																				
合計		¥378																				
現金		¥400																				
お釣り		¥22																				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
作務金活動金 ため按分する	378 円	1/2 %	189 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 23

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	異業種交流会参加		
年月日	令和元年6月3日~令和 年 月 日	金額	500 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の意見聴取
<<領収書貼付枠>>  富士宮駅前交流センター駐車場  領収証  精算機 #01                      A 精算No.010998 発券機 #01                      発券No.011000 入庫時刻 2019年 6月 3日(月) 18:15 出庫時刻 2019年 6月 3日(月) 20:36 駐車時間                              2:21 駐車料金                      A料金                      500円 ===== 合計                                      500円 現金領収額                              500円 お預り                                      500円 お釣り                                      0円  またのご利用をお待ちしております。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費に かかる活動である	500 円	100 %	500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 24

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	郵便料金 (県議会報告案内用)		
年月日	令和元年6月3日~令和 年 月 日	金額	37,634円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	県政報告(おがき)
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での活動状況等を 県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収書


【別納引受】  
第二種通常はがき  
@62 1,214通

小計 ¥75,268

郵便物引受合計通数  
課税計 ¥75,268  
(内消費税等 ¥5,575)  
非課税計 ¥0

合計金額  
お預り金額  
¥75,268  
¥80,268  
¥5,000

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2019年6月3日 15:46  
担当: [Redacted]  
発行No. 190603A9859 端N44箱01  
連絡先: 富士宮城北郵便局  
TEL: 0544-27-4937

支払者: 四本康久 (おがき購入後、5月臨時議会での決算有休審議  
状況などを直ちに印刷し送付した。)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会 活動で按分	75,268 円	1/2 %	37,634 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 25

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所賃借料 (6月分)		
年月日	令和元年6月3日~令和	年月日	金額 31,162円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

**ご利用明細** 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

《領収書貼付枠》

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
01 06 03		066
銀行番号	店番号	科目
****	****	**
口座番号	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0284	電信振込	¥62,000
お取扱枚数	010 015 016 017 018 019 020 021 022 023 024 025 026 027 028 029 030	
	おつり	残高
	¥6	
キャッシング	手数料	時刻
	¥324	16:04
		0296
お振込先明細・ご案内	シスオカ フシノミヤ 普通 0729195 カ)アサヒケンビツ 様  ヨツモトヤスヒサ 様 TEL0544-27-2427	

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 後援会活動と 按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	62,324円	1/2 %	31,162円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 領 収 証

No. \_\_\_\_\_

四本やすみ事務所 様

R1年6月3日

¥ 62,000-

但し6月分家賃とい

上記の金額正に領収いたしました

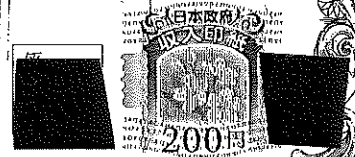
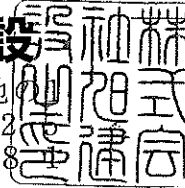
現金	
小切手	

**旭建設株式会社**

静岡県富士宮市淀師1617番地

TEL (0544) 2 6 - 9 1 2

FAX (0544) 2 6 - 9 1 8



整理番号 26

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	交通費 (新岡空港10周年式典)		
年月日	令和元年6月4日	~ 令和 年 月 日	金額 2,640円

目的	新岡空港10周年記念式典出席
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	新岡空港の利用促進に役立ちます。
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	2640 円	100 %	2,640 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 領 収 書

料金所 相良牧之原

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 6月 4日 9時16分

車種 軽二

通行料金 ¥1,760-  
(現金)

—入口料金所— 富士  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-00040813-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 領 収 書

料金所 新静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 6月 4日 12時22分

車種 軽二

通行料金 ¥880-  
(現金)

—入口料金所— 島田金谷  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号203-00251144-00

整理番号 27

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元年6月4日~令和	年月日	金額 860 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業 <sup>○</sup> アライング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費 <sup>○</sup> ・宿泊費 <sup>○</sup> ・駐車料 <sup>○</sup>
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

領収書

料金所 新富士

お問合わせは、中日本お客様センター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 6月 4日 19時12分

車種 軽二

通行料金 ¥860-

(現金)

-入口料金所- 新静岡  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号203-02461844-00

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	860 円	100 %	860 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 28

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

280 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <del>事務費</del> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (1) (1)		
年月日	令和元年6月5日~令和 年 月 日	金額	77 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領収証 No. 789673  
2019年06月05日

様

¥154— (内消費税) ¥11

収入  
印紙

但し  
上記の金額正に領収いたしました。  
事務キチ 富士吉原店  
〒417-0001 富士市今泉1-17-56 TEL 0545-57-1881

支払者: 四本康久  
但し: (1) (1)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含む ため按分可	154 円	1/2 %	77 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 27

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元年6月6日~令和 年 月 日	金額	3,280 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業(ヒアリング)・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,280 円	100 %	3,280 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



領收書  
 駅-No 51201510 領収書-No 43  
 窓口-No 1

領收書  
 駅-No 51201510 領収書-No 43  
 窓口-No 1

新富士 ↔ 静岡  
 $7740 \times \frac{2}{6} = 2580$

金額 ¥7,740円  
 「消費税等込み」  
 但し、乗車券類として

金額 ¥7,740円  
 「消費税等込み」  
 但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました  
 2019年 5月28日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます

上記金額確かに領収致しました  
 2019年 5月28日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます

7/6

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

新富士駅  
 現金出納社員

3/6

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

新富士駅  
 現金出納社員

支払者: 四本康久  
 但書き: 馬車料  
 ↓

領収証

毎度ありがとうございます。 No. 1年6月6日

様

★ ¥700

内訳/消費税額等(%)

但し 上記正に領収いたしました。

ひろま ち  
 駐 場  
 車 島 213-5  
 士 市 柳 64-3516385  
 富 石 黒 広 美  
 士 石 黒 広 美  
 TEL(0545)64-3516385

コクヨ ウケ-200

整理番号 30

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元年6月11日	～令和 年 月 日	金額 3,580円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>○ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>○ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,580 円	100 %	3,580 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領收書 No 43  
窓口 No 1  
駅 No 51201510  
領 收 書

領收書 No 43  
窓口 No 1  
駅 No 51201510  
領 收 書

新富士 → 静岡

様  
金額 ￥7,740円  
「消費税等込み」

様  
金額 ￥7,740円  
「消費税等込み」

7,740円 × 2枚 = 15,480円  
7,740円 × 1/6 = 1,290円

但し、乗車券類として

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

上記金額確かに領収致しました

2019年 5月28日  
東海旅客鉄道株式会社

2019年 5月28日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

ご利用いただきましてありがとうございます

5/6

6/6

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

新富士駅

新富士駅

現金出納社員

現金出納社員

領 収 証

様

年 月 日

支払者: 四本康久

★ ￥1,000

支払日: 2019年6月11日

但

上記正に領収いたしました

但書き: 馬車料

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

整理番号 3/

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気代(2019年6月分)		
年月日	令和元年6月13日~令和	年月日	金額 6,065 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
事務所活動を含む ため按分する。	12,131 円	1/2 %	6,065 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ゆうちょ銀行または郵便局の窓口でお支払いの場合は左側の2票だけをお出しください。  
金融機関やコンビニエンス・ストアにてお支払いの場合は切り取らないでお出しください。

地点番号 03-0011-2090-9030-1510-1053

電気ご使用量のお知らせ

ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様

ご使用場所 富士宮市北町15-1

1年6月分	ご使用期間 5月10日~6月9日 検針月日 6月10日 (31日間)
ご使用量	34kWh
請求金額 (うち消費税等相当額)	4,778円 353円
上記料金内訳	基本料金 4,186円08銭 電力量料金 0円00銭 ・夏季料金 527円34銭 ・他季料金 -35円02銭 燃料費調整額 再エネ発電賦課金 100円

ご契約種別	低圧電力
ご契約	4kW
当月指示数	02232.0
前月指示数	02198.5
差指数引	33.5
計器乗率(倍)	
取替前計量値	184
計器番号(下3桁)	90%
力率	

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)

6月(当月)分	-1円03銭
7月(翌月)分	-1円16銭
翌月分は当月分比	-0円13銭

今月分 お支払期限日 7月10日  
次回検針予定日 7月9日

地区番号	08	お客さま番号	[REDACTED]
検針員	[REDACTED]		



事業所コード(909)

お問い合わせは、下記の電話番号まで  
~おかけ間違いにお気をつけください。~

お問い合わせ先/カスタマーセンター  
お引越し・ご契約に関するご用件  
0120-995-901  
停電・設備に関するご用件  
0120-995-007

(A) 電気料金等領収証

年月分	金額
1-6	4,778円
うち消費税等相当額 353円	
お支払人氏名 ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ様	
お支払期限日 7月10日	
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。	
*本領収証により集金員が料金を収納することはありません。	
お客さま番号 [REDACTED]	
東京電力エナジーパートナー株式会社 事業所コード(909)	
お問い合わせ先 (カスタマーセンター) お引越し・ご契約のご用件 0120-995-901 停電・設備に関するご用件 0120-995-007	
260806 2019.6.13 金庫印	

ゆうちょ銀行または郵便局の窓口でお支払いの場合は左側の2票だけをお出しください。  
金融機関やコンビニエンス・ストアにてお支払いの場合は切り取らないでお出しください。

地点番号 03-0011-1090-9030-1510-1051

電気ご使用量のお知らせ

ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様

ご使用場所 富士宮市北町15-1

1年6月分	ご使用期間 5月10日~6月9日 検針月日 6月10日 (31日間)
ご使用量	251kWh
請求金額 (うち消費税等相当額)	7,353円 544円
上記料金内訳	基本料金 1,123円20銭 電力量料金 2,342円40銭 ・1段料金 3,406円00銭 ・2段料金 -258円53銭 燃料費調整額 再エネ発電賦課金 740円

ご契約種別	従量電灯B
ご契約	40A
当月指示数	01731.7
前月指示数	01481.1
差指数引	250.6
計器乗率(倍)	
取替前計量値	389
計器番号(下3桁)	

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)

6月(当月)分	-1円03銭
7月(翌月)分	-1円16銭
翌月分は当月分比	-0円13銭

今月分 お支払期限日 7月10日  
次回検針予定日 7月9日

地区番号	08	お客さま番号	[REDACTED]
検針員	[REDACTED]		



事業所コード(909)

お問い合わせは、下記の電話番号まで  
~おかけ間違いにお気をつけください。~

お問い合わせ先/カスタマーセンター  
お引越し・ご契約に関するご用件  
0120-995-901  
停電・設備に関するご用件  
0120-995-007

(A) 電気料金等領収証

年月分	金額
1-6	7,353円
うち消費税等相当額 544円	
お支払人氏名 ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ様	
お支払期限日 7月10日	
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。	
*本領収証により集金員が料金を収納することはありません。	
お客さま番号 [REDACTED]	
東京電力エナジーパートナー株式会社 事業所コード(909)	
お問い合わせ先 (カスタマーセンター) お引越し・ご契約のご用件 0120-995-901 停電・設備に関するご用件 0120-995-007	
260806 2019.6.13 金庫印	

整理番号 32

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元年6月14日	～令和 年 月 日	金額 3620円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620 円	100 %	3620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

様

19年 6月 14日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

富士市柳島276-8

消費税額等(%)

駐車場 ミニパーク

コクヨ ウケ-1048

TEL0545-61-7863

支払者: 四本康久 但書き: 駐車料

【領収書】

2019年06月14日 15:30

様

¥1,310-

但し、チケット代として

静岡県富士市柳島269-3  
24パーキング  
TEL 0545-62-7025

発行VM\_No : 000000-0000  
発行リアルNo: 00000342-01

【領収書】

2019年06月14日 15:31

様

¥1,310-

但し、チケット代として

静岡県富士市柳島269-3  
24パーキング  
TEL 0545-62-7025

発行VM\_No : 000000-0000  
発行リアルNo: 00000343-01

新富士 ↔ 静岡

整理番号 33

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	居場所にて意見聴取		
年月日	令和元年6月14日~令和 年 月 日	金額	100 円

目的	居場所「常盤区寄合会」にて意見聴取
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する意見聴取し、政策や質問の参考にする
<<領収書貼付枠>>  富士宮シティーパーキング  領収証  精算機 #01                    A 精算No.000006 発券機 #01                    発券No.002677 入庫時刻 2019年 6月14日(金) 13:28 出庫時刻 2019年 6月14日(金) 13:56 駐車時間                        0:28 駐車料金                        A料金                    100円 ===== 合計                                100円 現金領収額                       100円 お預り                            100円 お釣り                             0円  またのご利用をお待ちしております。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとある	100 円	100 %	100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 34

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	NPO法人静岡県難病団体連絡協議会 総会		
年月日	令和元年6月15日~令和 年 月 日	金額	2,580円

目的	NPO法人静岡県難病団体連絡協議会 総会出席費		
使途	交通費		
政務活動・ 県政との 関連性	難病関連の情報収集し、政策や議会質問等の参考に する。		
《領収書貼付枠》			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,580 円	100 %	2,580 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

駅-No 51201510 領収書-No 129  
窓口-No 2  
領 収 書

様  
金額 ¥7,740円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2019年6月6日  
東海旅客鉄道株式会社  
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員



駅-No 51201510 領収書-No 129  
窓口-No 2  
領 収 書

様  
金額 ¥7,740円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

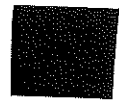
上記金額確かに領収致しました

2019年6月6日  
東海旅客鉄道株式会社  
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員



2/6

7,740円 × 2/6 枚 = 2,580円 (新富士 ↔ 静岡)

整理番号 35

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	認知症カフェにて意見聴取		
年月日	令和元年6月16日~令和 年 月 日	金額	100 円

目的	認知症カフェ「オレンジカフェ」にて意見聴取
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	認知症に関する情報を収集し政策や質問の参考に にする。

《領収書貼付枠》

富士宮シティーパーキング

領収証

精算機 #01                    A 精算No.000060  
 発券機 #01                    発券No.002726  
 入庫時刻 2019年 6月16日(日) 13:28  
 出庫時刻 2019年 6月16日(日) 13:44  
 駐車時間                        0:16  
 駐車料金                        A料金            100円  
 =====  
 合計                                100円  
 現金領収額                        100円  
 お預り                             100円  
 お釣り                              0円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか る活動である	100 円	100 %	100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 36

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャイ 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <del>事務費</del> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (書類入れ; ファイルスタック)		
年月日	令和元	年6月16日	~令和 年 月 日
金額			559 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
総務会活動を含む ため按分する	1,118 円	1/2 %	559 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ニトリ



よくあるご質問はこちら

ピアゴ富士宮店

営業時間 9:00-20:00

各種お問い合わせは0120-014-210から  
もご頂けます

電話受付時間10:00~20:00

0120-014-210 ニトリコールセンター

(携帯からは0570-064-210迄)

<令頁 山又 書>

2019年06月16日(日)15:52

従業員:6346040

メンズモクセイ-ツツヤカットソックス ¥190

84702968

3Dソックス オールソックス ¥666

87321951

A4ワイヤレスト オールソックス ¥370

87321968

小計	3点	¥1,226
(外税対象)		¥1,226)
外税額	8%	¥98

合計 ¥1,324

現金 ¥10,030

決済合計 ¥10,030

お釣り ¥8,706

\*\*\*\*\*ポイント\*\*\*\*\*

後付けポイント 12P

**本日のみ有効**

本日入会の場合も付与できます

-----今回ポイント明細-----

通常ポイント 12P

(対象額 ¥1,226)

\*\*\*\*\*

**ニトリの返品交換サービス**

返品交換は14日以内にレシートと

商品をご持参ください

(オタケ-品、開封後の衛生用品・

消耗品は返品対象外となります)

**お客様の声をお聞かせ下さい**



下記アンケート番号を

ご確認の上、インター

ネットのアンケートに

ご協力をお願い致します

アンケート番号:6346040



店コード:00346

レジNo:0002

取引通番:0223

} 請求の対象  
1,036円 x 1.08 x 1/2 = 559円

整理番号 37

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目: サーチキー 支出証 拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要謝辞等酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務費		
年月日	令和元年6月16日	~	令和 年 月 日
金額	3,995 円		

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
修養会活動を含む ため按分する。	7,990 円	1/2	3,995 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

田本康久様

領収書

¥7,990-

No. 6346020-1335-0061  
2019年06月16日  
[担当: ]

(うち、消費税等 591円)  
但し、代金として上記正に領収いたしました  
領収書No: 0061

※財布等に入れ保管頂く場合、  
印刷面を内側に折り返し  
保管してください。



店コード: 00346  
レジNo: 0001  
取引通番: 0062

<領収書明細>

2019年06月16日(日)16:01  
従業員: 6346020

伝票No 2317769526817  
ワケア グウン ビジネス B ¥7,399  
66204671

小計	1点	¥7,399
(外税対象)		¥7,399)
外税額	8%	¥591
合計		¥7,990
現金		¥8,000
決済合計		¥8,000
お釣		¥10

店コード: 00346  
レジNo: 0001  
取引通番: 0061

株式会社 三井物産  
札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号  
電話 (011) 330-6200  
問合せ 011 20-014-210

整理番号 38

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所要託代 (5月請求)		
年月日	令和元 年 6 月 17 日 ~ 令和 年 月 日	金額	546 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払額のうち5月分を請求する。  
2,185円 (利用期間 4/16 ~ 5/15)  
 $2,185円 \times \frac{15日}{30日} \times \frac{1}{2} = 546円$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と 按分	1,092 円	1/2 %	546 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



**加入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ**

電話を提供するNTT西日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。

- ・お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。
- ・固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手続き等は不要です。

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～  
<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2024kou/>



**バラバラの請求をおまとめ請求でひとつに!**

おまとめ請求

**お得なキャンペーン実施中!** お申し込み込み5抽選で100名様に1万円分のギフトカード進呈!

**☎0800-333-1000**

受付時間: 午前9時～午後5時  
 月～金曜日(例日: 1/1～1/3)を除く

NTTファイナンスからのお得な情報はこちら

**情報提供に同意しQRコード読み取り**

<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/lp/>



**お知らせ**

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*  
 ※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)  
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)  
 ※ネット・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)  
 ※弊社が請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまなく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から「番号あたり」の費用(番号単価)が公表されています。

② ここから、①の順にゆつくりお読みください。  
 掲載されている内容は、予告なしに変更してまいります。掲載しきれない場合は、掲載により削られることがあります。

**口座振替のご案内 (西日本ご利用分)**

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2019年 5月ご請求分	2019年 6月17日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	3,915円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。振替日より15日後に再度振替させていただきます。

**NTTファイナンス株式会社 (西日本ご利用分)**

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER)

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 四本 康久 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2019年 5月31日発行)

2019年 4月ご請求分

領収金額 (AMOUNT RECEIVED)

29,144円

金融機関名  
 BANK/POST OFFICE

口座番号  
 ACCOUNT

印紙税申告納付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンスからのお知らせ】  
 \*\*\*NTTグループ各社ご請求金額\*\*\*  
 NTT西日本分ご請求額 (合計) 3,915円  
 振替口座のお知らせ \*\*\*  
 振替口座情報 \*\*\*  
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、Web光もつともつと割、自動延伸をご希望されない場合は自動延伸期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸サービスは解約された場合、解約金が自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生します。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://fleets-w.com/warri/] でご確認ください。



418-0061  
富士宮市北町15-1

西本 康久 様



019052503100601543

重要  
Important

親展  
Confidential



口座振替のご案内(西日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2019年 5月31日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-333550 (無料)

〒461 名古屋市中区東横1-14-11  
-0005 DPsクエア東横8F

社用M330B1391001 05876 05876 00 E 19050600E



ここから、①②の順にゆつくお振替がしくたさい。  
宛先に不明な場合は、十分お確かめの上、ゆつくお振替がしくたさい。振替は、宛先に不明な場合は、宛先に不明なことが多いためです。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】 ◇NTT西日本ご利用分 3,915	3,450 272 4 289	回線使用料(基本料)(住宅用) 一括請求基本料割引 ダイヤル通話料 三バースタルサービス料 消費税等相当額(合計)	算 算 算 算 合 合 合 合
◇合計	3,915	(2回線請求分)	
◇電話番号毎の請求内訳>			
1,730	1,730	合計	
◆0544-27-2427 ◇NTT西日本ご利用分 2,185	1,850 100 272	回線使用料(基本料)(住宅用) 一括請求基本料割引 ダイヤル通話料 (内訳)イチリッツ1通用分 (内訳)イチリッツ1通用通話料 (内訳)通話通話料通用分 三バースタルサービス料 消費税等相当額(合計)	算 算 算 算 合 合 合
◇合計	2,185	4月16日～5月15日 一括請求による基本料額引額です。 4月16日～5月15日。なお前月 分は9,989円でした。 次回(来月分)の額引計算期間は、 5月16日～6月15日です。 イチリッツ1をご利用にならなかつた場 合、333円となります。 1.番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×8%	算 算 算 算 合 合 合

整理番号 39

決 裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
--------	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費
内 容	特定非営利活動法人 「こころの泉」 会費
年 月 日	令和元年6月18日~令和 年 月 日
金額	2,849 円

会の趣旨・目的	「誰もがいつでも気軽に集まる場所があり、出会い助け合いが出来る」そんな居場所を提供する。
会の活動内容等	・家事援助及び介護援助の活動等。 ・各講座の実施。
政務活動・県政との関連性	県民を広く居場所の設置を推進。

〈領収書貼付枠〉

お取扱いネットキヤッシュサービス  
お取扱明細票

お取扱店番号・受付番号	
お取扱日	01.06.18
お取扱店	15070121-1928
口座番号	
お取扱金額	15000円
お取扱内容	振込 15000円
手数料	¥108
時刻	15:36
説明コード	*****
お取引後残高	
*****	
信用金庫	
富田通	
0001143581	
トクワ(七)コノノイヌ三様	
お取り引き先様	
ヨットヤスヒサ様	
0544-27-2427	

任期前の4月分を  
除く。  
 $3,108 \times \frac{11}{12} = 2,849$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動のため	2,849 円	100 %	2,849 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 こころの泉 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こころの泉という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士宮市宮原307番地5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、住民参加と助け合いの精神に基づいて、高齢者や生活弱者が地域で安心して暮らせるために、生活援助や居場所作り及び子育て支援や相談の事業を行い、生きがいのある長寿社会を創設し福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 家事援助及び介護援助等の事業
  - ② 食事サービスに関する事業
  - ③ 通所介護等の事業
  - ④ 地域の子育て支援事業
  - ⑤ 「介護保険制度」に関する事業
  - ⑥ 研修、啓発等の事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申

し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。



#### 第4章 役員及び職員

##### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
- (2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする

##### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

##### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

##### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を履行しなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えられない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行爲があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

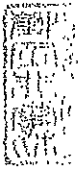
(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 貸付金及び会費の額
- (8) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)



その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否



数のときは、議長の決するところによる。  
理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。



(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更生)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。



2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

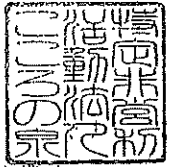
(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。



(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。合併の相手方は、合併契約の締結の日から起算して1年以上経過している法人は、合併の相手方の登記簿謄本を提出しなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 

理事長	小澤義光	
副理事長	小林秀昭	
副理事長	池田寛美	
理事	石田美智枝	
監事	藤本耕作	
監事	草野昌和	

3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとし。それ以降は2年毎とする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 個人 入会金は 0円 年会費 3000円

# 平成30年度 事業報告書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

特定非営利活動法人 こころの泉

## 1 事業の成果

決められた計画の中で、確実に実施することを心がけてきた。外出支援、生活支援、食事によるサービスにおいては少しずつではあるが、利用者数は確実に増えている。

一般の方に、こころの泉を知ってもらうための思案として、各種のイベント等の開催を進め、一般の方々も一緒に楽しく活動し、その報告と予告を兼ねて、会員向けに会報を作成し配布、郵送してきた。

又、地域住民に、こころの泉を意識づける手段として、古紙回収をはじめ、毎月の定例会に於いても、どうしたら会員が増えていくのか、又、会員の方たちが立ち寄り易くなるのか常に検討し、スタッフのモチベーションをあげる努力をしたり、適材適所に配置することで、意識向上を心がけてきた。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲、人数	支出額(千円)
家事援助及び介護援助等の事業	高齢者、障害者、移動サービス、入退院のお手伝い(送迎等)	必要に応じて随時	富士宮市内及び近隣の市町村	5人	希望する人 こころの泉 会員	180
食事サービスに関する事業	「居場所」の昼食会	月、水、金	当会「居場所」 こころの泉	2人	市内に住む 高齢者不特定	600
研修、啓発の事業	研修会の実施 会報作成配布	3ヶ月に 1回	当会「居場所」 こころの泉	3人	協力会員 及び役員	30
介護保険制度に関する事業	介護保険制度についての勉強会	3回/年	当会「居場所」 こころの泉	5人	会員10名 市民10人	10
地域の子育て支援事業	手芸、裂き織り、料理 教室、紙芝居、カラオケ	月2回 半期1回	こころの泉 宮原公民館	4人	こころの泉 会員	16

平成30年度

## NPO法人 こころの泉 会計報告書

平成30年4月1日～31年3月31日

項目	詳細	収入	支出
前年度繰越金		250,372	—
寄付金		5,000	—
会費	会費50名, 賛助会費1名	151,000	—
徴収金	昼食代	366,700	—
雑収入	古紙回収、バザー、他	443,162	—
生活支援	草取り、病院送迎他	333,420	—
家賃	KOKOごはんより	400,000	—
光熱水差額	KOKOごはんとの差額	212,116	—
会議費	会議飲物代・会場費	—	12,450
広告費	岳南朝日新聞他	—	0
福利厚生費	スタッフイベント諸費用	—	49,971
消耗雑費	洗剤、その他雑費	—	186,284
光熱水費	電気・ガス・水道	—	379,627
家賃		—	200,000
事務費		—	18,201
食料費	食材料、調味料他	—	182,677
人件費		—	375,000
通信費	切手・電話代	—	50,347
保険料	総合障害保険	—	20,680
生活支援	草取り、病院送迎他	—	196,760
送迎車購入積立		—	200,000
次期繰越金		—	289,773
	合計	2,161,770	2,161,770

上記報告書に相違ございません。

令和元年 5月 22日

NPO法人 こころの泉 監査責任者



令和元年

NPO法人「こころの泉」活動計画書(案)

「誰もがいつでも気軽に集まる場所があり、出会い  
助け合いができる」そんな居場所を目標に活動する。

活動名	活動内容	活動日時	実施場所	備考
家事の援助及び 介護援助の活動	高齢者・障害者・移動 サービス・入退院の お手伝い	必要に応じて 随時	基本的には富士宮 市内・他は相談	有償ボランティア
食事サービス	居場所に於ける昼食 *ランチと「カラオケ」 セットご利用時	毎週月・水・金 (祭日は休み)	こころの泉	
介護保険制度に 関する知識の習得	介護保険制度について 勉強会の実施	年3回程度	当事務所・及び 講習会会場	
地域助け合い 地域助け合い サポーター	健康体操 親睦会 ひな祭り会 B・B・Q 流しそうめん さつまいも収穫 クリスマス会 おしるこ会	月1回程度 令和元年4月 7月 8月 11月 12月 令和2年2月	実施日時は不定 こころの泉 こころの泉 こころの泉 こころの泉 こころの泉 こころの泉	やきいも会
趣味の会	裂き織り教室 布草履教室 カラオケ(フリー)	月2回 半年1回	こころの泉 こころの泉 こころの泉	
その他誕生日会	会員誕生月のお祝い (食事・花のプレゼント)	1回	こころの泉	



令和元年度

## こころの泉「居場所」 会計予算書(案)

令和元年4月1日～令和2年3月31日

項目	詳細	収入	支出
前年度繰越金		289,773	
寄付金		15,000	—
会費	会費55名, 賛助会費1名	166,000	—
徴収金	昼食代	380,000	—
雑収入	古紙回収、バザー、他	440,000	—
生活支援	草取り、病院送迎他	250,000	—
家賃	KOKOごはんより	480,000	—
光熱水差額	KOKOごはんとの差額	210,000	—
会議費	会議飲物代・会場費	—	12,000
広告費	岳南朝日新聞他	—	10,000
福利厚生費	スタッフイベント諸費用	—	30,000
消耗雑費	洗剤、その他雑費	—	185,000
光熱水費	電気・ガス・水道	—	380,000
家賃		—	240,000
事務費		—	10,000
食料費	食材料、調味料他	—	200,000
人件費		—	375,000
通信費	切手・電話代	—	60,000
保険料	総合障害保険	—	20,680
生活支援	草取り、病院送迎他	—	150,000
送迎車購入積立		—	240,000
次期繰越金		—	318,093
	合計	2,230,773	2,230,773

NPO法人 こころの泉 理事長 小澤 義光

整理番号 40

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和元年6月21日	~	令和 年 月 日
金額	1,620円		

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 富士山と四圍の山々の自然とくさく)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収証

四本康久 様 1年6月21日

1,620-

但  
上記正に領収いたしました

但書  
書籍代

内訳 富士宮市北町14-2  
有限会社 田村書店  
消費税額等 ( %) TEL0544-23-1592

この用紙は森林保全に配慮したFSC認証/ワンプを使用しています。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,620円	100%	1,620円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 41

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	難病連事務局にて意見聴取		
年月日	令和元年6月27日~令和	年月日	金額 1620円

目的	難病に関する情報収集
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	難病に関する情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収書

2019年 06月 27日  
車両番号 0131  
運賃 ¥850円  
合計 ¥850円  
立替 円

静岡中央タクシー(株)  
静岡市駿河区八幡1-4-30  
☎285-2191

領収書

2019年 06月 27日  
車両番号 0131  
運賃 ¥770円  
合計 ¥770円  
立替 円

静岡中央タクシー(株)  
静岡市駿河区八幡1-4-30  
☎285-2191

社会福祉会館 → 静岡駅

県庁 → 社会福祉会館

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか り活動がある	1620 円	100 %	1620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 12

決 裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
--------	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目      サーチャージ      支出証拠書

781 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">事務所費</span> ・人件費		
内 容	事務所賃借料 ( 7 月分 )		
年 月 日	令和 <u>元</u> 年 <u>6</u> 月 <u>28</u> 日	~ 令和    年    月    日	金 額      31,270 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

2219-06-28	200	*62,000	ソウキョウ カ) アサヒクワセツ
2319-06-28	200	*540	振込手数料

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	62,540 円	1/2	31,270 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 43

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請刺書等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県倫理法人会35周年記念式典		
年月日	令和元年6月29日	～令和 年 月 日	金額 1,570 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考に にする。
《領収書貼付枠》	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか る活動にお ける	1,570 円	100 %	1,570 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 44

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

778 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日新聞、富士山新報)		
年月日	令和元年6月30日~令和	年 月 日	金額 4,587 円


目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	2019年6月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

**領収証** No. ....

四本康久 様 19年6月30日

金額	¥ 4 5 8 7 -	
内 消費税等	但 6月分 新聞代 上記正に領収いたしました	
現金		
小切手		

(株) 勝亦新  領収

勝亦章  
富士宮市田中町  
☎ (0544) 26-1111

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,587 円	/	
		100 %	4,587 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	45
------	----

決裁 会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
-------------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明新聞)		
年月日	令和元年6月30日	～令和 年 月 日	金額 1887 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	2019年6月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にあり。
《領収書貼付枠》	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるため	1887 円	100 %	1887 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2019年6月分

領収日 6月30日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 稲葉 和弘  
住所 富士宮市上柚野12  
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. XXXXXXXXXX



整理番号 46

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗)		
年月日	令和元年6月30日~令和	年月日	金額 930 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	2019年6月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書

930 円

2019年6月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党東部地区委員会  
〒410-0312 沼津市原698-1  
TEL 055-968-7150  
FAX 055-968-7155

領収日 6/30 投者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	930 円	100 %	930 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 47

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【6月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	2019年 6月30日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	18,000

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本康久

《領収書貼付枠》

按分の理由 私的用途を 含むため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	36000 円	1/2 %	18000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ENEOS

## 領収書

土屋燃料株式会社  
富士SS  
静岡県富士市厚原道下22-2  
TEL:0545-71-3990  
2019/06/01(土)22:19

上	様
1-33178-00017	51051 0000
売上 現金引	手
レギュラー	
113000	¥3000
20.69L	L- 4 N-12
(内ガソリン税 @53.8	¥1113)
小計	¥3,000
(内消費税等	¥222)
<b>合計</b>	<b>¥3,000</b>

※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.8929 担当:0013  
POS番号01  
2019/06/01 釣銭伝票No.0449

# EneJet ドライブ

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/03(月)17:50

現金フリー	様
4-424201-00012	480001 0000
売上 現金	手
レギュラー	
021000	¥3000
20.69L	@145.0 L- 4 N-10
割引適用(012943)	
3円/L,個 割引 済み	
小計	¥3,000
(内消費税等	¥222)
<b>合計</b>	<b>¥3,000</b>

お預かり ¥3000 お釣 ¥0  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.2403 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/03

# EneJet ドライブ

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/04(火)20:06

現金フリー	様
4-424201-00012	480001 0000
売上 現金	手
レギュラー	
021000	¥3000
20.69L	@145.0 L- 1 N- 1
割引適用(012943)	
3円/L,個 割引 済み	
小計	¥3,000
(内消費税等	¥222)
<b>合計</b>	<b>¥3,000</b>

お預かり ¥5000 お釣 ¥2000  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.3937 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/04 釣銭伝票No.4599

## おつり引換券

2019/06/04(火)20:06  
釣銭金額 **¥2,000**  
2019/06/04 釣銭番号 4599  
2804599020009



# ENEOS

## 領収書

土屋燃料株式会社  
富士SS  
静岡県富士市厚原道下22-2  
TEL:0545-71-3990  
2019/06/07(金)22:12

上	様
1-33178-00017	51051 0000
売上 現金引	手
レギュラー	
113000	¥3000
20.69L	L- 4 N-12
(内ガソリン税 @53.8	¥1113)
小計	¥3,000
(内消費税等	¥222)
<b>合計</b>	<b>¥3,000</b>

※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.3606 担当:0012  
POS番号01  
2019/06/07 釣銭伝票No.3329

# EneJet ドライブ

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/12(水)02:28

現金フリー	様
4-424201-00012	480001 0000
売上 現金	手
レギュラー	
021000	¥3000
21.13L	@142.0 L- 4 N-10
割引適用(012943)	
3円/L,個 割引 済み	
小計	¥3,000
(内消費税等	¥222)
<b>合計</b>	<b>¥3,000</b>

お預かり ¥10000 お釣 ¥7000  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.4107 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/12 釣銭伝票No.7060

## おつり引換券

2019/06/12(水)02:28  
釣銭金額 **¥7,000**  
2019/06/12 釣銭番号 7060  
2807060070008



# ENEOS

## 納品書(領収書)

2019年06月14日 21:32

売上  
現金フリー 様 M  
6-480044-49993-001  
現金フリー  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-13  
20.83L \*  
(144円) ¥3,000  
**合計** **¥3,000**  
(内消費税等(8.00%) ¥222)  
お預り ¥5,000  
お釣り ¥2,000

規定により買上及び揚子印を捺印し、お支払い済みとさせていただきます。

岩山石油 株式会社  
セルフ富士SS  
静岡県 富士市柚木438-1  
TEL:0545-61-0495 SS-480044  
ビルNo 2220-05 デーブNo4212-4213  
001マネージャ 2019/06/14

# EneJet トルコ7-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/18(火)01:34  
**現金フリー** 様  
4-424201-00012 480001 0000  
売上 現金 手  
レギュラー  
021000 ¥3000  
21.13L @142.0 L- 3 N- 7  
割引適用(012943)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(内消費税等 ¥222)  
**合計 ¥3,000**  
お預かり ¥3000 お釣 ¥0  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.1893 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/18

# EneJet トルコ7-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/22(土)20:04  
**現金フリー** 様  
4-424201-00012 480001 0000  
売上 現金 手  
レギュラー  
021000 ¥3000  
21.58L @139.0 L- 2 N- 4  
割引適用(012943)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(内消費税等 ¥222)  
**合計 ¥3,000**  
お預かり ¥3000 お釣 ¥0  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.7501 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/22

# EneJet トルコ7-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/28(金)23:03  
**現金フリー** 様  
4-424201-00012 480001 0000  
売上 現金 手  
レギュラー  
021000 ¥3000  
21.58L @139.0 L- 5 N-13  
割引適用(012943)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(内消費税等 ¥222)  
**合計 ¥3,000**  
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.4324 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/28 釣銭伝票No.3675

## おつり引換券

2019/06/28(金)23:03  
金銭金額 ¥7,000  
2019/06/28 釣銭番号 3675  
2803675070006



# EneJet トルコ7-

## 納品書(領収書)

2019年06月21日 02:24

売上  
現金フリー 様 M  
6-480044-49993-001  
現金フリー  
車両番号 実車  
0026-00  
レギュラー P-04  
20.83L \*  
(144円) ¥3,000  
**合計 ¥3,000**  
(内消費税等(8.00%) ¥222)  
お預り ¥3,000  
お釣り ¥0  
岩山石油 株式会社  
セルフ富士SS  
静岡県 富士市柚木438-  
TEL:0545-61-0495 SS-48  
サイトNo 6150-02 デー9No3549-3  
001マネージャ 2019/06/21

# EneJet トルコ7-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/25(火)23:39  
**現金フリー** 様  
4-424201-00012 480001 0000  
売上 現金 手  
レギュラー  
021000 ¥3000  
21.13L @142.0 L- 5 N-13  
割引適用(012943)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(内消費税等 ¥222)  
**合計 ¥3,000**  
お預かり ¥3000 お釣 ¥0  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.1119 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/25

# EneJet トルコ7-

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2019/06/30(日)19:11  
**現金フリー** 様  
4-424201-00012 480001 0000  
売上 現金 手  
レギュラー  
021000 ¥3000  
21.58L @139.0 L- 3 N- 7  
割引適用(012943)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(内消費税等 ¥222)  
**合計 ¥3,000**  
お預かり ¥3000 お釣 ¥0  
※上記にて領収書とさせていただきます  
いまなら電子マネーナナコで  
お支払いいただくと、ガソリン  
軽油1Lにつき2ポイント!  
No.6820 担当:0001  
POS番号01  
2019/06/30



令和1年	氏名	支払額	領収印
6月	[REDACTED]	12,000	[REDACTED]

令和1年	氏名	支払額	領収印
6月	[REDACTED]	42,000	[REDACTED]

令和1年	氏名	支払額	領収印
6月	[REDACTED]	47,000	[REDACTED]

令和1年	氏名	支払額	領収印
6月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

令和1年	氏名	支払額	領収印
6月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

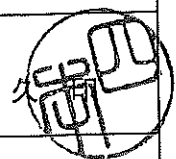
雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11	火	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	木	6.0	6	"
28				
29				
30				
31				
計		(A) 12	(B) 12	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年6月0日  
ふじのくに県民クラブ 四本康



[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [12時間 分] × 単価 [1000 円] = 12000 円

②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。



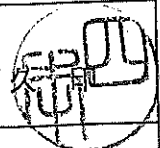
雇用実績表

6 月分	氏名	[Redacted Name]
------	----	-----------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3	月	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
4	火	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
5				
6	木	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	木	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
14				
15				
16				
17				
18	火	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
19				
20	木	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
21				
22				
23				
24				
25	火	6.0	6	地域の意見・要望の聴取
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計		(A) 42.0	(B) 42	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年6月30日  
ふじのくに県民クラブ 四本 康



[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [42時間 分] × 単価 [1000円] = 42000円  
 ②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

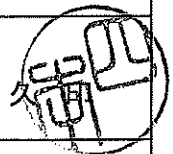
雇用実績表

6月分	氏名	[Redacted Name]
-----	----	-----------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水	7	7	地域の意見・要望の聴取
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	7	7	地域の意見・要望の聴取
11	火			
12	水	7	7	地域の意見・要望の聴取
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
20	木			
21	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
22	土			
23	日			
24	月	7	7	地域の意見・要望の聴取
25	火			
26	水			
27	木	7	7	地域の意見・要望の聴取
28	金			
29	土			
30	日			
31				
計		(A) 47	(B) 47	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年6月30日  
ふじのくに県民クラブ 四本康久



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [47] 時間 分 × 単価 [1,000 円] = 47,000 円  
 ②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 47,000 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

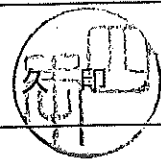
雇用実績表

6月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7	金	6.0	6	地域の意見、要望の聴取
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	金	6.0	6	地域の意見、要望の聴取
15				
16				
17	月	6.0	6	地域の意見、要望の聴取
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28	金	6.0	6	地域の意見、要望の聴取
29				
30				
31				
計		(A) 24.0	(B) 24	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年6月30日  
ふじのくに県民クラブ 四本康



[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [24時間 分] × 単価 [1,000 円] = 24,000 円  
 ②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

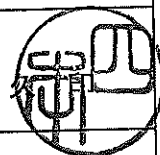
雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月	6	6	地域の意見の要望の聴取
4	火			
5	水			
6	木	6	6	〃
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	6	6	〃
11	火			
12	水	6	6	〃
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	6	6	〃
18	火			
19	水			
20	木			
21	金	6	6	〃
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木			
28	金			
29	土			
30	日			
31				
計		(A) 36	(B) 36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年6月30日  
ふじのくに県民クラブ 四本康



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間 分] × 単価 [1000円] = 36000 円  
 ②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。